◇火薬類取締法施行令の一部を改正する政令（政令第三七四号）（経済産業省）

1　譲渡許可証等の返納について、指定都市の長が交付したものは指定都市の長へ返納することとした。（第二条関係）

2　都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない場合等の規定について、指定都市においては指定都市の長に適用することとした。（第一三条関係）

3　国家公安委員会、都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報する場合の区分について、通報すべき者に指定都市の長を追加するとともに、当該区分をより明確にする観点から、通報すべき者と通報の相手方が一対一で対応するよう区分を整理することとした。（第一四条関係）

4　国家公安委員会、都道府県公安委員会又は海上保安庁長官が必要な措置をとるべきことを要請する場合の区分について、要請の相手方に指定都市の長を追加するとともに、当該区分をより明確にする観点から、措置を要請すべき者と要請の相手方が一対一で対応するよう区分を整理することとした。（第一五条関係）

5　火薬類取締法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部について、指定都市の長が行うこととした。（第一六条関係）

6　指定都市の長が行う事故届等について、その指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長へ報告することを明確にすることとした。（第一七条関係）

7　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（政令第三七五号）（厚生労働省）

1　確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（一部の規約型企業年金を実施するものを除く。）及び基金（以下「事業主等」という。）は、積立金の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、又は変更しようとするときは、加入者の意見を聴かなければならないこととした。（第四五条第三項及び第五項関係）

2　事業主等は、基本方針を作成し、又は変更したときは、当該基本方針について、加入者に周知させなければならないこととした。（第四五条第四項及び第五項関係）

3　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇官民データ活用推進戦略会議令（政令第三七六号）（内閣官房）

1　官民データ活用推進戦略会議議員のうち、官民データ活用推進基本法第二五条第二項第三号に掲げる議員の定数は、一〇人以内とすることとした。（第一条関係）

2　この政令に定めるもののほか、官民データ活用推進戦略会議の運営に関し必要な事項は、官民データ活用推進戦略会議議長が官民データ活用推進戦略会議に諮って定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百二号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同項第五号中「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第八号中「又はその性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「まで」の下に「及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十六条を第二十一条とする。

第十五条中「者は、」の下に「六月以下の懲役又は」を加え、同条を第二十条とする。

第十四条第一項中「一年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「六月」を「一年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十二条を第十七条とし、第九条から第十一条までを五条ずつ繰り下げる。

第八条の見出し中「支援等」を「支援」に改め、同条第一項中「、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及」を削り、「並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援」を「、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。